

協力要請書の審査基準および審査方法について

1. 基本的考え方

以下の①②を踏まえ、確認ポイントを取り纏めた審議資料を作成し、離島対策等検討会に提出

① 「自動車リサイクル法における不法投棄等対策の基本的考え方」 (以下「**考え方**」とする)

・第3回離島対策等検討会(16年6月11日開催)および第4回資金管理業務諮問委員会(同年6月21日開催)にて承認済

② 「不法投棄等対策支援事業要綱」 (以下「**要綱**」とする)

2. 具体的な確認項目と審査基準

確認項目		※準拠する 考え方・要綱	審査基準
1) 対象案件としての要件確認	(1) 対象物品 (2) 資金出えん要件	【考え方】 第2項、4号業務 (1) 対象物品 (3) 出えん要件 【要綱】 第3項、資金出えん等の協力の対象及び要件	(1) 以下の物件であること(自動車リサイクル法に基づく) ・使用済自動車 ・解体自動車(車両残さ等を含む) ・特定再資源化等物品(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト) ・これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等) (2) 以下の資金出えん要件を満たしていること ① 生活環境保全上の支障 処理基準に適合しない処理(不法投棄または不適正保管)が行われ生活環境保全上の支障が生じている、または生じるおそれがあること ② 措置命令の発出 投棄実行者その他措置命令の対象となる者(地権者、排出業者等)を調査・特定し*1、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出していること *1: 特定できない場合は公告を行っていること ③ 代執行の意思 代執行が行なわれるものとなっていること そのための予算を確保しているか、または確保できる予定であること ④ 費用求償 実行者に対し費用求償が行われるものとなっていること*2 *2: 費用求償できない場合は、その理由を明確にすること ⑤ 未然防止対策を実施すること ・不適正処分防止のための自動車関連業者への監視・指導強化 ・不法投棄車両に対する監視・指導の強化
2) 処理計画の妥当性	(1) 処理方法	【考え方】 P6【参考】撤去後の処理についての概念整理	(1) 再資源化等の処理方法が適切であること ① 使用済自動車 ⇒ 自動車リサイクルルートでの処理 ② " 以外の自動車由来の廃棄物 ⇒ 廃棄物処理法に基づく処理
3) 事業費の見積の妥当性	(1) 対象経費要件 (2) 見積方法 (3) 業者選定方法 (4) 他支援団体との按分 〔他の廃棄物が混載している場合〕	【考え方】 第2項、4号業務 (4) 出えんの対象となる業務範囲 【要綱】 第4項、協力の対象 第8項、協力決定の通知 (1) (2)	(1) 以下の経費であること ・使用済自動車等を撤去するために直接必要な経費 ・撤去後の再資源化等に必要経費 (2) 事業費見積が適正に行われていること ⇒ 原則、複数の業者より見積を取っていること (3) 地方自治法および地方公共団体の規則・規定に基づき、業者を選定する計画であること (4) 他支援団体(産廃振興財団等)との按分比率が適正であること ⇒ 共通経費(仮設工事費等)の按分は処理作業量に応じた比率となっており、他支援団体と当センター間で同意されていること
参考情報 〔確認されなくとも出えん可否に関係しない〕	(1) 投棄実行者訴追状況 (2) マスコミ報道等 (3) 地方公共団体の広報状況	-	(1) 投棄実行者訴追状況に関する把握の有無 (2) マスコミ報道等の有無 (3) 地方公共団体の事案への対応(措置命令・代執行等)について市民への広報の有無

※:【考え方】【要綱】は参考資料1、2参照